



積水化学工業が積水ハウス<1928>株式の変更報告書を提出（保有減少）



東証1部・名証1部の積水ハウス<1928>について、積水化学工業が9月10日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出了。

提出理由は「株券等の保有割合が1%以上減少したため」によるもの。

報告書によると、積水化学工業の積水ハウス株式保有比率は、5.39%と1.26%減少した。

報告義務発生日は、2019年9月10日。